

一般財団法人日本看護学教育評価機構

評議員候補者及び役員候補者選出規程

この規程は、一般財団法人日本看護学教育評価機構（以下、本機構という）定款第14条の評議員の選任ならびに定款第30条の役員の選任に関するその候補者の選出について必要な事項を定める。

（評議員候補者の選出）

第1条 評議員候補者の選出枠組みを次のとおりとする。

（1）本機構の設立団体及び看護系関連諸団体から推薦された評議員6名

別に定める各団体における代表者もしくは団体により推薦された候補者とする。所属団体における任期終了に伴い、本機構における評議員の任期も終了となる。次期評議員の選出も当該団体代表者に依頼する。

（2）看護学分野の有識者1～2名

看護学教育、看護行政等の経験豊富な者を候補者とする。任期満了時、理事会において候補者を選出する。

（3）看護学分野以外の有識者1～2名

① 団体に所属する場合

別に定める各団体における代表者もしくは団体により推薦された者を候補者とする。所属団体における任期終了時、本機構における評議員の任期も終了となる。本機構の理事会において次期の依頼団体を選出し、当該団体代表者に候補者の選出を依頼する。

② 個人の場合

①に定める各団体と同様の活動を行っている個人について、本機構の理事会において候補者を選出する。

（理事候補者の種類、人数及び選出）

第2条 本機構の理事候補者については次のとおりとする。

（1）ブロック選出理事

別に定める全国7ブロックの会員校から、各ブロック1名以上選出する。会員校の看護学教育プログラム責任者(代表者)に限定する必要はないが、学部長等経験者であることとする。理事会において協議し、選出する。

（2）指名理事候補者

代表理事が理事会の承認を得て、前項の候補者とは別に推薦した者を指名理事候補者とする。

（3）ブロック別選出理事候補者は7名以上10名以内とし、指名理事候補者は3名以内とする。

（監事候補者の選出）

第3条 代表理事が理事会の意見を聞いて、会員校の中から監事候補者を推薦選出する。監事候補者は会員校の代表者に限定しないが、学部長等の現職もしくは経験者であることとする。

(改正)

第4条 この規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則

1. この規程は、2020年5月29日から施行する。

評議員候補者選出規程に関する申し合わせ事項

1. 本機構の設立団体及び看護系関連諸団体から推薦される評議員候補者の所属団体は次のとおりとする。
 - ・ 一般社団法人 日本看護系大学協議会
 - ・ 公益社団法人 日本看護協会
 - ・ 一般社団法人 日本看護系学会協議会
 - ・ 一般財団法人 日本助産教育評価機構
 - ・ 一般社団法人 日本私立看護系大学協会

2. 看護学分野以外の有識者の候補者で、分野は以下のとおりとする。
 - ・ 患者団体
 - ・ ジャーナリスト
 - ・ 他分野の評価機構
 - ・ 教育学分野

(改正)

この申し合わせ事項の改正は、理事会の決議により行う。

附則

1. この申し合わせ事項は、2020年5月29日から施行する。